

不育症治療費助成申請に係る必要書類

以下の書類を揃えて提出してください。

①交付申請書（様式第1号）	・ 必要事項を記入してください。
②医療機関証明書（様式第2号）	・ 治療終了後、医療機関に記入してもらってください。
③領収書及び明細書の写し	・ 医療機関が発行する <u>検査及び治療費用に係る領収書及び明細書</u> （検査及び治療内容が分かるもの）の写し ・ <u>院外処方がある場合はその領収書の写し</u> ※②に記載の「検査及び治療期間」内の検査及び治療に係るすべての領収書及び明細書の写しを提出してください。
④戸籍謄本等婚姻関係を証する書類	・ 夫婦が別世帯で、本籍地が東近江市以外の場合は提出してください。
⑤完納証明書又は非課税証明書	・ 夫婦それぞれの分（計2通）が必要です。本市では、納税課又は各支所で発行しています。（1通300円）
⑥加入医療保険を確認できる書類の写し	・ 夫婦それぞれの分が必要です。（資格確認証、資格情報のお知らせ等）
⑦地方公共団体からの助成金額がわかる書類	・ 滋賀県その他の地方公共団体から助成を受けている場合は、その助成金額が分かる書類が必要です。
⑧事実上の婚姻関係に関する申立書（様式第3号）	・ 法律上の婚姻関係にない夫婦のみ必要です。

以上の書類を添えて、健康推進課窓口で申請してください。

※治療終了後、60日以内に申請書類を提出してください。

お問合せ

東近江市健康医療部健康推進課 0748-24-5646

（八日市緑町10番5号）